

学校法人八戸工業大学 役員報酬等の支給基準

制定 昭和62年 4月10日 (理事会)

改正 令和 元年12月20日 (理事会)

(目的)

第1条 この規程は、学校法人八戸工業大学（以下「法人」という。）の寄附行為第41条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 役員とは、理事及び監事をいう。
- 二 常勤理事とは、理事長及び常務理事をいい、次号に該当する職員理事を除く。
- 三 職員理事とは、法人の教職員として給与を支給している理事をいう。
- 四 非常勤理事とは、前2号以外の理事をいう。
- 五 役員報酬等とは、報酬、期末手当、退任慰労金その他役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、学校法人八戸工業大学給与規程（以下「給与規程」という。）及び学校法人八戸工業大学退職手当支給規程（以下「退職手当支給規程」という。）に基づくものを含まない。
- 六 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(役員報酬等)

第3条 役員に支給する報酬等は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 常勤理事には、報酬、期末手当及び退任慰労金を支給する。
- 二 非常勤理事及び監事には、報酬及び退任慰労金を支給する。
- 三 職員理事には、役員としての報酬、期末手当及び退任慰労金は支給しない。
- 四 役員報酬等については、評議員会及び理事会の議を経て決定する。

(常勤理事の報酬等の額)

第4条 常勤理事の報酬月額及び期末手当は別表第1のとおりとする。

- 2 常勤理事の月の中途における就任、退任及び解任の場合の報酬月額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。ただし、死亡による退任の場合は、死亡した月の末日までの報酬を支給する。
- 3 常勤理事の退任慰労金は、別表第2のとおりとする。ただし、解任となった常勤理事にはこれを支給しない。

(非常勤理事及び監事の報酬等の額)

第5条 非常勤理事及び監事の報酬月額は別表第1のとおりとする。

- 2 非常勤理事及び監事の月の中途における就任、退任及び解任の場合の報酬月額は、就任、退任及び解任の日の属する月の報酬月額を支給する。
- 3 非常勤理事及び監事の退任慰労金は別表第2のとおりとする。ただし、解任となった非常勤理事及び監事にはこれを支給しない。

(報酬等の支給)

第6条 役員報酬等の支給日は給与規程第8条を、端数の処理等については給与規程第8条の3を、期末手当の支給については給与規程第26条を、退任慰労金の支給については、退職手当支給規程第4条を準用し、「給与」とあるのは「報酬」に、「退職手当」とあるの

は「退任慰労金」に、それぞれ読み替えるものとする。

(特別功労金)

第7条 在任期間中において特に顕著な功績があった役員に、第4条第3項及び第5条第3項で定める退任慰労金に加え特別功労金を支給することができる。

2 特別功労金の額は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会において決定する。ただし、退任慰労金の額の2倍を超えることはできない。

(出張旅費等)

第8条 役員の職務執行のため必要な費用については、別に定める規程に基づき当該役員に支給する。

(公表)

第9条 この規程をもって、寄附行為第40条第1項第四号の支給の基準として公表する。

(実施に必要な事項)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則 (昭和62年4月10日 理事会議決)

1 この規程は、昭和62年4月10日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、八戸工業大学役員報酬内規(昭和56年3月9日 理事会議決)を廃止する。

附 則 (平成10年12月18日 理事会議決)

この規程は、平成10年12月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日より施行する。

附 則 (令和元年12月20日 理事会議決)

1 この規程は、令和2年4月1日より施行する。

2 この規程の施行に伴い、役員退職金支給規程(平成5年8月20日 理事会制定)を廃止する。

別表第1（第4条報酬月額及び期末手当・第5条報酬月額関係）

	報酬月額	期末手当（勤勉手当は支給しない）
理事長	630,000円	職員の期末手当の支給率を準用する
常務理事	400,000円	職員の期末手当の支給率を準用する
非常勤理事	63,000円	非該当
監事	63,000円	非該当

1 理事長の報酬月額630,000円は、当分の間530,000円と読み替えるものとする。

別表第2（第4条及び第5条退任慰労金関係）

役員としての在任期間	乗ずる割合
1年以上9年未満の期間	1年につき100分の30
9年以上15年未満の期間	1年につき100分の50
15年以上21年未満の期間	1年につき100分の75
21年を超える期間	1年につき100分の100

1 退任慰労金算出の基礎となる額は、退任した日のその者の報酬月額とする。

2 在任期間は、役員として就任した日を起点に1年単位とし、月の端数が6月以上の場合は1年に切り上げ、6月未満は切り捨てる。